資 料 編

目　次

資料編 01　環境行政年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　202

資料編 02　環境関連法・条例体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・　216

資料編 03　策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　218

資料編 04　熊本県環境審議会委員・特別委員名簿・・・・・・・・・・・　219

資料編 05　数値目標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　220

資料編 06　用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　223

環境行政年表

「H」＝「平成」、「R」＝「令和」

「県の動き」	「国の動き」
	H2．6 ・モントリオール議定書第2回締約国会合開催（特定フロンのH12に全廃など大幅な規制強化等を採択）
	7 ・環境庁に地球環境部を設置
	・国立公害研究所を国立環境研究所に改組
	8 ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第一次評価報告書取りまとめ
H2．10 ・熊本県環境政策推進本部設置 ・「熊本県環境基本条例」制定（都道府県では初。異例の「前文」を掲げ、「地球環境問題への取組」を規定）	10 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定
・「熊本県地下水質保全条例」制定（全国基準の10倍厳しい排水基準を規定）	
12 ・「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」制定（全国初。H4に制定の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に先行して制定）	
H3．1 ・熊本県廃棄物懇談会、「環境にやさしい廃棄物対策」を提言	
	H3．4 ・「再生資源の利用の促進に関する法律」（再生資源利用促進法）制定
	8 ・「土壌の汚染に係る環境基準」告示
11 ・「第一次熊本県環境基本指針」策定	
	H4．1 ・第14回水俣病に関する関係閣僚会議開催（「水俣病総合対策の実施について」報告）
	・水と環境に関する国際会議開催
H4．3 ・「第7次鳥獣保護事業計画」策定	
	6 ・環境と開発に関する国連会議（通称「地球サミット」）ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催
	・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
	11 ・モントリオール議定書第4回締約国会合開催（フロン全廃スケジュールの前倒しなどを決定）
12 ・「熊本県環境教育基本指針」策定	12 ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」制定
H5．7 ・「熊本県産業廃棄物指導要綱」施行	
8 ・熊本県環境センター開館	
	H5．11 ・「環境基本法」制定
12 ・「熊本県中山間ふるさと・水と土基金条例」制定	12 ・「アジェンダ21行動計画」の閣議決定
	H6．1 ・「国際熱帯木材協定」改定
	・建設省「環境政策大綱」策定
H6．3 ・阿蘇郡12町村で共同して環境美化条例を制定 ・「熊本県環境保全型畜産確立基本方針」策定	3 ・「気候変動枠組条約」の発効
	4 ・全国環境保全型農業推進会議が発足
	6 ・「砂漠化防止条約」採択

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
	H6 6 ・環境庁地球環境部「ローカルアジェンダ21策定指針」作成
	12 ・「環境基本計画」閣議決定
H7．3 ・熊本県環境保全協議会設立 ・「熊本県景観整備基本計画」策定	
	H7．6 ・こどもエコクラブ発足 ・「国の事業所・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）制定
	10 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議「生物多様性国家戦略」決定
	12 ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第2次評価報告書取りまとめ ・水俣病関係閣僚会議及び閣議「未認定患者を救済する政府最終解決策」決定
H8．3 ・「熊本県地球温暖化対策地域推進計画」策定 ・「熊本地域地下水総合保全管理計画」策定（熊本市と協働策定）	
	H8．11 ・「グリーン購入ガイドライン」決定
H9．1 ・熊本県フロン回収・処理実施協議会発足 2 ・「第一次熊本県環境基本計画」策定 3 ・「第8次鳥獣保護事業計画」策定	H9．2 ・「環境保全型農業推進憲章」制定
	4 ・「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」制定
	6 ・「環境影響評価法」制定 ・「大気汚染防止法施行令」改正（ダイオキシン排出抑制など） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（廃棄物の減量化再生利用の推進処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策など）
7 ・水俣湾の安全宣言 10 ・県庁古紙リサイクルシステム導入 12 ・「熊本県環境影響評価要綱」制定	12 ・「地球温暖化防止京都会議」開催 ・「地球温暖化対策推進本部」設置
H10．1 ・省エネ・省資源のための県庁重点率先行動通知（冷房28℃、暖房19℃、サマーエコスタイル、ノーマイカーデー毎週水曜日設定など） 3 ・レッドデータブックくまもと発刊 ・「熊本県生活排水処理施設整備構想」策定 4 ・「第四次熊本県産業廃棄物処理計画」策定 ・「熊本県環境影響評価要綱」施行 ・「熊本県公共事業等環境配慮システム要綱」施行 ・「熊本県ダイオキシン類対策方針」策定 ・熊本都市圏自動車交通クリーン対策推進会議の設置	
	H10．5 ・「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）制定 ・「環境ホルモン戦略計画SPEED'98(H12年11月改訂)策定 6 ・「地球温暖化対策推進大綱」決定
7 ・環境ホルモン連絡会議開催 8 ・「熊本県一般廃棄物処理広域化基本構想」策定	

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H10　9　・熊本地域地下水保全対策会議開催	
	H10　10　・「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定（一部規定施行）
H11．3　・「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」策定	
	H11．4　・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
	・「地球温暖化対策に関する基本方針」決定
7　・「物品の購入等に係る環境配慮指針」（公用車への低燃費・低公害車導入指針を含む）策定	7　・「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」制定
	・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
	・「食料・農業・農村基本法」制定
	・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」制定
	・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」制定
10　・地球温暖化防止活動推進員（121名）を委嘱	
	H12．1　・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
	5　・「循環型社会形成推進基本法」制定
	・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設資材リサイクル法）制定
	・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）制定
H12．6　・熊本県環境生活部環境政策課内に環境立県推進室を設置	6　・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）制定
・「熊本県環境影響評価条例」制定	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）改正
・「熊本県生活環境の保全等に関する条例」制定（公害防止条例を改正。地球温暖化対策の推進、オゾン層破壊物質の排出抑制、廃棄物の減量化などの規定を追加）	・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源利用促進法）改正
・「熊本県地下水保全条例」制定（地下水採取条例と地下水質保全条例を一本化し、全県的に大口地下水採取量の報告義務付け）	
	7　・（八代海において大規模赤潮発生による魚類養殖に大きな被害）
8　・「地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」策定	
11　・「特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画」策定	
・「第8次鳥獣保護事業計画」変更（第二種特定鳥獣にニホンジカを追加）	
	12　・「環境基本計画」改定
	H13．1　・環境省発足
	・「循環型社会形成推進基本法」施行
	（有明海で養殖ノリに色落ち被害）
H13．3　・「水俣湾環境対策基本方針」策定（水俣湾の環境状況を把握し、埋立地の適正な維持管理を継続していく）	
・「第二次熊本県環境基本指針」策定	
・「第二次熊本県環境基本計画」策定	
4　・「熊本県環境影響評価条例」施行	4　・「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」施行

「県の動き」			「国の動き」		
H13	6	・「熊本県地球温暖化防止行動計画」策定(H8計画の改定)	H13	6	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法)制定
	9	・産業廃棄物の有効利用情報交換制度運用開始			・「温泉法」改正
	12	・「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画」策定(H14の特措法や国の基本方針につながるもの)			
H14	3	・県庁舎のISO14001認証取得 ・「熊本県廃棄物処理計画」策定 ・「熊本県環境教育ガイドライン」策定 ・「水資源総合計画」(くまもと水プラン21)策定 ・「第2期特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画」策定 ・「第9次鳥獣保護事業計画」策定	H14	3	・「新・生物多様性国家戦略」策定
	4	・こどもエコセミナー事業開始(本県独自の小学5年生の水俣での環境学習)		5	・「土壌汚染対策法」制定(指定区域における知事の汚染原因者への汚染除去等の実施命令)
					・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正(京都議定書発効後の規定の整備)
				6	・「エネルギー政策基本法」制定
					・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネルギー法)改正(工場等における省エネルギー対策)
				7	・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」制定
					・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」全面改正(水鳥の鉛中毒の防止のための指定猟法禁止区域制度の導入など)
				11	・「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」制定
				12	・「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定
					・「自然再生推進法」制定
H15	3	・「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」策定 ・「熊本県産業廃棄物公共関与基本計画」策定	H15	3	・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
				5	・「化学物質審査規制法」改正(従来の人の健康被害防止の観点に加え、動植物への被害防止の観点からの審査・規制制度の導入など)
	6	・「熊本県生活排水対策基本指針」策定 ・「熊本県生活排水処理施設整備構想」策定(全市町村と協働策定) ・「熊本都市圏都市交通アクションプログラム」策定			
				7	・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
H16	3	・「熊本県生活環境の保全等に関する条例」改正(光害の防止に関する規定の追加)			

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H16 3 ・「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」を「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に改正（保護する動植物の指定制度の見直しによる保護対象の拡大など）	
. 3 ・「レッドリストくまもと2004」発刊	
. 4 ・氷川町（旧宮原町）を含む熊本南部地域が環境省里地里山保全再生モデル事業に指定	
	H16 . 6 ・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」制定（国における環境配慮等に関する状況の公表を義務付け、地方公共団体は努力目標）
	6 ・「景観法」制定（都市、農山漁村等における、良好な景観の形成に関する基本理念、国等の責務等を規定）
	9 ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」策定
	10 ・エコアクション21（環境活動評価プログラム）の認証制度施行
	11 ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準が全面的に運用
	H17 . 1 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）施行
	2 ・「京都議定書」発効
H17 . 3 ・「熊本県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」改正（水質規制の強化）	3 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対策方針について（ExTEND2005）策定
・「熊本県バイオマス利活用基本方針」策定	
4 ・「熊本県産業廃棄物税」導入	4 ・「京都議定書目標達成計画」閣議決定
・「水とみどりの森づくり税」導入	・改正「文化財保護法」施行
6 ・「熊本県海岸保全基本計画」策定	6 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（温室効果ガス算定・報告・公表制度の導入）
	・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）施行
8 ・「第2次県庁率先実行計画（熊本県庁「チーム・マイナス6%」計画）」策定	8 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネルギー法）改正（熱と電気を合算して（原油換算）規制、一定規模以上の事業所に対して、国へのエネルギー使用量の報告を義務付け）
10 ・「アスベスト総合相談窓口」設置	
H18 . 3 ・「第三次熊本県環境基本計画」策定	
・「熊本県分別収集ガイドライン」策定	
	H18 . 4 ・水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議
5 ・水俣病犠牲者慰霊式開催（内閣総理大臣招聘）	

「県 の 動 き」			「国 の 動 き」		
H18	6	・本県観測史上初の「光化学スモッグ注意報」発令	H18	6	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」改正 ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」改正 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」改正 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」改正 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
	9	・「2006バイオマス利活用シンポジウムin熊本」開催			
	11	・熊本県廃棄物処理計画(H18～22)策定		11	・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク第8回政府間会合 ・「有明海・八代海総合調査評価委員会」報告
H19	2	・「NPO法人くまもと温暖化対策センター」を「熊本県地球温暖化防止活動推進センター」に指定	H19	2	・中央環境審議会に21世紀環境立国戦略特別部会設置
	3	・「第3期特定鳥獣(ﾆﾎﾝｼﾞｶ)保護管理計画」策定		3	・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府の実行計画)閣議決定
	3	・「みんなで進めよう！地球温暖化防止活動推進シンポジウム」開催 ・「第10次鳥獣保護事業計画」策定			
				4	・「戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて」公表 ・「温泉法」改正
				5	・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」改正 ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」改正
				6	・「21世紀環境立国戦略」閣議決定 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」改正 ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」策定
	7	・「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」設置		7	・化学物質国際対応ネットワーク発足
				10	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」改正
	11	・「水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク」発足		11	・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書」公表 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク第9回政府間会合 ・「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定 ・「温泉法」改正 ・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法)施行 ※H19.12に策定(閣議決定)後、毎年改定
	12	・「財団法人熊本県環境整備事業団」設立(産業廃棄物の適正処理の推進等)			

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H20．1 ・「熊本県海砂利採取削減計画」策定	H20．1 ・「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更」閣議決定
・「熊本県景観条例」改正	※H13.2に策定（閣議決定）後、毎年改定
・「熊本県景観計画」策定	・「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」公表
2 ・「熊本県光化学スモッグ緊急時対策基本方針」策定	1
3 ・「熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項」策定	3 ・「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
・「大気汚染常時監視テレメータシステム」更新（大気汚染ﾃﾞｰﾀの県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでの公開等）	・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
．4 ・「熊本県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」施行（水質規制の強化）	．4 ・「エコツーリズム推進法」施行
・改正「熊本県景観条例」施行	
・「熊本県景観計画」施行	
	5 ・「廃棄物処理法」改正公布
	・「新・ゴミゼロ国際化行動計画」策定
	・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネルギー法）改正 ※エネルギー管理の体系が工場・事業場ごとから事業者単位に変更
	6 ・「エコツーリズム推進基本方針」閣議決定
	・「生物多様性基本法」施行
	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
	・「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正
	・「ごみ処理基本計画策定指針」改定
	7 ・北海道洞爺湖サミット開催
	・「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定
8 ・「熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議」設置	
・「熊本県森林吸収量確保推進計画」策定	
9 ・「熊本地域地下水総合保全管理計画」策定	
10 ・「特定鳥獣（ｲﾉｼｼ）保護管理計画」策定	10 ・「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針」告示
・第10次鳥獣保護事業計画」変更（ｲﾉｼｼの特定計画の追加）	・自然再生推進法に基づく「自然再生基本方針」改定
	11 ・オフセット・クレジット（J－VER）制度創設
	・オゾン層保護に関するウィーン条約第8回締約国会議及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第20回締約国会合開催
	・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク第10回政府間会合
	12 ・「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について」公表

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
	H21．1 ・「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」公表
H21．2 ・「熊本地域地下水総合保全管理計画」に基づく第1期「行動計画」策定	
	3 ・「所得税法」改正（税制のグリーン化を明記）
	4 ・「土壌汚染対策法」改正
5 ・騒音・振動に関する基準見直し（規制強化）	5 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」改正
・「やつしろ里海ネット」発足（NPO団体、漁業者、学校、行政等の連携による八代海再生に向けた取組の推進）	
・光化学オキシダント測定局増設（19局→23局）	
6 ・「八代海流域別下水道整備総合計画」国土交通大臣承認	6 ・「自然公園法及び自然環境保全法」改正
	・「バイオマス活用推進基本法」制定
H21．7 ・「有明海流域別下水道整備総合計画」国土交通大臣承認	H21．7 ・「海岸漂着物処理推進法」施行
	・「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」施行
	・微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準設定
	9 ・「微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準」設定
	11 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク第11回政府間会合
	12 ・「新成長戦略（基本方針）」閣議決定（H32までに50兆円を超える新規市場の開拓と140万人の環境分野の新規雇用を目指す）
H22．3 ・「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」制定	H22．3 ・「生物多様性国家戦略2010」閣議決定
	・「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定
	・「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣試案～」公表
	・「所得税法」改正（地球温暖化対策税のH23からの実施に向けて検討する旨の記載）
4 ・「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づく3つの計画書制度（事業活動温暖化対策、エコ通勤環境配慮、建築物環境配慮）の施行	4 ・「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置方針」閣議決定
・悪臭規制区域の見直し	・改正「土壌汚染対策法」施行
・「熊本県森林吸収量認証制度実施要綱」施行	
	5 ・「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」改正
	・「廃棄物処理法」改正
8 ・「第10次鳥獣保護事業計画」変更（ﾆﾎﾝｼﾞｶの保護・管理地域の拡大等）	
	10 ・「生物多様性条約第10回締約国会議」開催（遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」及びH23以降の新戦略計画「愛知目標」採択）

「県 の 動 き」		「国 の 動 き」	
H22 12	・「熊本県産業振興ビジョン2011」策定（環境産業の振興含む）	H22 12	・「バイオマス活用推進基本計画」策定
			・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改定
H23．2	・「生物多様性くまもと戦略」策定 ・熊本県廃棄物処理計画（H23～27）策定		
3	・「第三次熊本県環境基本指針」策定	H23．3	・「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」改正
	・「第四次熊本県環境基本計画」策定		
4	・「水俣に学ぶ肥後っ子教室」推進事業開始	4	・「環境影響評価法」改正
6	・「くまもと生活排水処理施設整備構想2011」策定（全市町村と協働策定）	6	・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正 ※「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」から題名改正
		8	・「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」改正
		10	・「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」改定 ・「排水基準及び地下水の浄化基準等」見直し
H24．3	・「熊本県バイオマス活用推進計画」策定	H24．3	・「水質汚濁防止法」改正
4	・「NPO法人くまもと温暖化対策センター」を「熊本県地球温暖化防止活動推進センター（第2期）」に指定 ・「環境教育指導資料」作成		
		5	・「水質汚濁防止法施行令」改正
		6	・「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定 ※「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく基本方針から改正
		7	「電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法」（FIT法）制定
		8	・「底質調査方法」改定 ・「底質の暫定除去基準について」改正 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布 ・第4次レッドリスト公表
		9	・「都市の低炭素化の促進に関する法律」（エコまち法）公布 ・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定
10	・「熊本県総合エネルギー計画」策定	10	・「水質汚濁防止法施行令」改正
	改正「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水採取許可制度等の施行	12	・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」改正

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
	H25 . 2 ・PM2.5に関する「注意喚起のための暫定的な指針」策定
H25 . 3 ・「PM2.5に係る注意喚起の対応方針」決定、運用開始 ・「有明海・八代海における海砂利採取に関する方針」策定	3 ・「水質汚濁に係る環境基準」改定 ・「水質環境基準の水域類型指定等の処理基準」改正
	4 ・国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J－VER)制度を統合し、J－クレジット制度創設
	5 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 (三ふっ化窒素を温室効果ガスとして追加) ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネルギー法)改正 ※電気の需要の平準化の推進等を追加 ※「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から題名改正
	6 ・「暫定排水基準」見直し ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」改正 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」改正 ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」改正 ・「大気汚染防止法」改正
. 9 ・「PM2.5に係る注意喚起の対応方針」改定	9 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネルギー法)改正
10 ・UNEPによる「水銀に関する水俣条約外交会議」開催 ・「水銀フリー熊本宣言」表明	10 ・UNEPによる「水銀に関する水俣条約外交会議」開催 ・「水銀に関する水俣条約」採択・署名
11 ・ISO14001に基づく環境管理から、独自のシステム「環境管理のしくみ」による管理に移行	
H26 . 1 「くまもと県民発電所認証制度」開始	H26 . 1 ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」公表
3 ・「熊本地域地下水総合保全管理計画・第2期行動計画」(H26～30)策定	3 ・「水質汚濁に係る環境基準」測定方法改定
	5 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」改正
6 ・「水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会」設置	6 ・「大気汚染防止法」改正

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H26 . 7 ・「レッドリストくまもと2014」発刊	H26 . 7 ・「水循環基本法」施行
	9 ・「建設リサイクル推進計画2014」策定
	11 ・「排水基準及び地下水の浄化基準」見直し
	・「水質及び地下水質の環境基準」改定
12 ・「熊本県環境影響評価条例」改正	
H27 . 4 ・「地下水と土を育む農業推進条例」施行	H27 . 4 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」施行
・「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」策定	
5 ・「第11次鳥獣保護管理事業計画」変更	5 ・「下水道法」改正
・「第2種特定鳥獣管理事業計画(ニホンジカ)」策定 ・「第2種特定鳥獣管理事業計画(イノシシ)」策定	・「暫定排水基準」見直し ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」改正
	6 ・「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」制定 ・「大気汚染防止法」改正 ・「環境影響評価法」改正
	7 ・「日本の約束草案」閣議決定及び国連気候変動枠組条約事務局への提出 ・「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」決定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」公布 ・「水循環基本法」に基づく「水循環基本計画」策定
	9 ・「排水基準及び地下水の浄化基準」見直し
. 10 ・「第2種特定鳥獣管理事業計画(ニホンジカ)」変更	
	11 ・「気候変動の影響への適応計画」閣議決定
	12 ・国連気候変動枠組条約第21回締結国会議開催(「パリ協定」採択)
H28 . 2 ・「第五次熊本県環境基本計画」策定 3 ・「第4期熊本県廃棄物処理計画」策定 「熊本県災害廃棄物処理計画」策定	H28 . 2 ・「水銀に関する水俣条約」締結 3 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
	5 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」改正 ・「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」決定

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
H28 10 ・「第11次鳥獣保護管理事業計画変更」 ・「第2種特定鳥獣管理事業計画(ニホンジカ)」変更 ・「第2種特定鳥獣管理事業計画(イノシシ)」変更	
H29 . 3 ・「くまもと生活排水処理構想2016」策定	
	H29 . 5 ・「土壌汚染防止対策法」改正 6 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 8 ・「水銀に関する水俣条約」発効
H30 . 3 ・「第12次鳥獣保護管理事業計画」策定 「第2種特定鳥獣管理事業計画(ニホンジカ)」策定(第5期) 「第2種特定鳥獣管理事業計画(イノシシ)」策定(第3期)	
	H30 . 4 ・「第五次環境基本計画」閣議決定 6 ・「文化財保護法」改正 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」改正 ※複数事業者による連携省エネルギー計画の認定制度を追加 ※貨物分野の省エネ推進のための制度充実 6 ・「気候変動適応法」成立 ・「海岸漂着物処理推進法」改正 ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」変更 11 ・「気候変動適応計画」閣議決定 R1 . 5 ・バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約)第14回締約国会議開催(バーゼル条約改正採択) ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」改正 ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」成立 ・「プラスチック資源循環戦略」策定 6 ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」改正 ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
	R1 . 6 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 ・「浄化槽法」改正 ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」採択
R1 . 12 ・「2050年県内CO_2排出実質ゼロ」宣言 ・「レッドデータブックくまもと2019」発刊	
R2 . 1 ・「『阿蘇』の景観を守る宣言」	
	R2 . 3 ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定
4 ・「第2期地下水と土を育む農業の推進に関する計画」策定	
	6 ・「大気汚染防止法」改正 ・「環境影響評価法」改正 10 ・「2050年カーボンニュートラル」宣言
. 11 ・「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」策定 12 ・第2次熊本県総合エネルギー計画策定	
R3 . 3 ・「第5期熊本県廃棄物処理計画」策定 ・「熊本県災害廃棄物処理計画」改正 ・「熊本県バイオマス活用推進計画」改正 ・「熊本県文化財保全活用大綱」策定	R3 . 3 ・「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」改正 4 ・「国内の2030年度温室効果ガス削減目標」表明（気候サミット） ※R12の削減目標について、H25比46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦し続けることを表明 . 5 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ※「2050年カーボンニュートラル」の基本理念の新設、地域脱炭素化促進事業の認定制度等の創設 6 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定
R3 . 7 ・「第四次熊本県環境基本指針」策定 ・「第六次熊本県環境基本計画」策定	
R4 . 3 ・「第13次鳥獣保護管理事業計画」策定 ・「くまもと生活排水処理構想2021」及び「くまもと汚水処理広域化・共同化計画」を策定 ・「熊本県食品ロス削減推進計画」策定	
	R4 . 9 ・「バイオマス活用推進基本計画（第3次）」閣議決定

「県 の 動 き」	「国 の 動 き」
R5．3 ・「生物多様性くまもと戦略2030」策定	R5．3 ・「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定 ※R12までのネイチャーポジティブに向けた目標の一つとして30by30を位置付け
	4 ・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」改正
	5 ・「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」成立
．10 ・「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水使用合理化指針及び地下水涵養指針並びに「熊本県環境影響評価条例施行規則」の改正	
R6．3 ・「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画」策定	
5 ・熊本県地下水保全推進本部設置	
	R6．5 ・「第六次環境基本計画」閣議決定
．10 ・「レッドリストくまもと2024」発刊	8 ・「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
．12 ・「令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン」策定	
	R7．2 ・「第7次エネルギー基本計画」閣議決定
R7．3 ・「熊本県地下水と土を育む農業等の推進に関する計画」策定	
．4（10） ・「熊本県環境影響評価条例」及び同条例施行規則の改正	3 ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更の閣議決定
	4 ・「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」施行
	6 ・「環境影響評価法」改正
R8．3 ・「第七次熊本県環境基本計画」策定 ・「第二期熊本地域地下水総合保全管理計画」策定 ・「第6期熊本県廃棄物処理計画」策定 ・「熊本県食品ロス削減推進計画」改定	

環境関連法・条例体系図

環境基本法	国の関連法	熊本県条例	熊本県環境基本条例
循環型社会の形成	循環型社会形成推進基本法(H12.6月)		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45.12月)		
	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(H4.5月)		
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13.6月)		
	資源の有効な利用の促進に関する法律(H3.4月)	熊本県産業廃棄物税条例(H17.3月)	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7.6月)		
	特定家庭用機器再商品化法(H10.6月)		
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12.6月)		
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(H12.5月)		
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14.7月)		
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(H12.5月)		
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(H19.5月)		
	バイオマス活用推進基本法(H21.6月)		
	海岸漂着物処理推進法(H21.7月)		
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(H25.4月)		
	食品ロスの削減の推進に関する法律(R1.10月)		
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R3.6月)		
	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(R6.5月)		
地球環境の保全	地球温暖化対策の推進に関する法律(H10.10月)	熊本県地球温暖化の防止に関する条例(H22.3月)	
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(S63.5月)		
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(H13.6月)		
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(S54.6月)		
	電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法(H24.7月)		
	都市の低炭素化の促進に関する法律(H24.9月)		
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(H27.7月)		
	気候変動適応法(H30.6月)		
生活環境の保全	大気汚染防止法(S43.6月)	熊本県生活環境の保全等に関する条例(S44.4月)	
	水質汚濁防止法(S45.12月)	熊本県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(S47.12月)	
	下水道法(S33.4月)	熊本県下水道事業の設置等に関する条例(S63.9月)	
	浄化槽法(S58.5月)	熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(S60.9月)	
	騒音規制法(S43.6月)		
	振動規制法(S51.6月)		
	悪臭防止法(S46.6月)		
	土壌汚染対策法(H14.5月)		
	ダイオキシン類対策特別措置法(H11.7月)		
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(H11.7月)		
	公共用飛行場周辺における飛行機騒音による障害の防止に関する法律(S42.9月)		
	水銀による環境の汚染の防止に関する法律(H27.6月)		
地下水の保全	水質汚濁防止法(S45.12月)	熊本県地下水保全条例(H2年10月) 熊本県地下水と土を育む農業推進条例(H27.3月)	
	水循環基本法(H26.7月)		
有明海・八代海再生の推進	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(H14.11月)		
自然公園の保護と利用の増進	自然公園法(S32.6月)	熊本県立自然公園条例(S33.10月)	
温泉の保護及び適正利用	温泉法(S23.7月)	熊本県温泉法施行細則(S48.5月)	
鳥獣保護及び狩猟の適正化	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(H14.7月)	熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(H15.4月)	
自然や希少野生動植物の保全・保護	生物多様性基本法(H20.6月)	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(H16.3月)	
	自然環境保全法(S47.6月)	熊本県自然環境保全条例(S48.10月)	
	森林法(S26.6月)	熊本県水とみどりの森づくり税条例(H17.3月)	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(H4.6月)	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(H16.3月)	
	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(R7.4月)		
	動物の愛護及び管理に関する法律(S48.10月)		
	自然再生推進法(H14.12月)	熊本県ビジターセンター条例(H6.7月)	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16.6月)		
良好な景観の保全等	景観法(H16.6月)	熊本県景観条例(S62.3月)	
	屋外広告物法(S24.6月)	熊本県屋外広告物条例(S39.7月)	
		熊本県環境美化条例(S56.9月)	
	都市公園法(S31.4月)	熊本県都市公園条例(S53.3月)	
	都市計画法(S43.6月)		
	都市緑地法(S48.9月)		
	河川法(S39.7月)		
	海岸法(S31.5月)		
文化財の保存	文化財保護法(S25.5月)	熊本県文化財保護条例(S51.3月)	
環境教育の推進	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(H15.7月)	熊本県環境センター条例(H5.3月)	
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(H16.6月)		
開発における環境への配慮	環境影響評価法(H9.6月)	熊本県環境影響評価条例(H12.6月)	
公害紛争の解決	公害紛争処理法(S45.6月)	熊本県公害紛争処理条例(S46.9月)	
公害防止組織整備	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(S46.6月)		

策 定 経 過

令和7年2月4日 (2025年)	知事から熊本県環境審議会への諮問
3月21日	第71回熊本県環境審議会 熊本県環境基本指針・計画検討委員会(10名で構成)を設置
6月24日	第１回熊本県環境政策推進本部 環境基本計画推進専門部会 計画の骨子案の検討
7月8日	第１回熊本県環境審議会 環境基本指針・計画検討委員会 計画の骨子案の検討
8月27日	第２回熊本県環境政策推進本部 環境基本計画推進専門部会 計画の素案の検討（書面開催）
9月8日	第２回熊本県環境審議会 環境基本指針・計画検討委員会 計画の素案の検討
10月8日	第３回熊本県環境政策推進本部 環境基本計画推進専門部会 計画の素案（パブリック・コメント案）の検討（書面開催）
10月30日	第３回熊本県環境審議会 環境基本指針・計画検討委員会 計画の素案（パブリック・コメント案）の検討
12月15日	県政パブリック・コメント手続実施 計画の素案を公表（令和8年（2026年）１月13日まで）
令和８年１月21日 (2026年)	第72回熊本県環境審議会 計画案の審議
1月22日	熊本県環境審議会から知事へ答申
1月23日	熊本県環境政策推進本部会議 計画案の決定
2月17日	県議会に計画案を提案
3月18日	県議会で計画案を議決
3月23日	第七次熊本県環境基本計画の策定

熊本県環境審議会委員・特別委員名簿

令和８年(2026年)１月22日（答申時）現在

	氏名	所属	専門分野	指針・計画検討委員会
専門知識者	オカモト チノブ 岡本　智伸	東海大学農学部動物科学科教授・農学研究科長	草地生態学	○
	サカウエ シン 坂上　紳	熊本学園大学経済学部准教授	環境経済学	○
	サコダ ヨシオ 迫田　芳生	（公財）熊本県総合保健センター副理事長	公衆衛生 医学	
	コジマ トモコ 小島　知子	熊本大学大学院先端科学研究部准教授	大気 化学物質	○
	ナカタ ハルヒコ 中田　晴彦	熊本大学大学院先端科学研究部准教授	水環境	
	シマダ ジュン 嶋田　純	熊本大学名誉教授・特任教授	水文学 地下水	○
	ミナガワ トモコ 皆川　朋子	熊本大学大学院先端科学研究部教授	河川環境	
	ソエジマ アキコ 副島　顕子	熊本大学大学院先端科学研究部（理学系）教授	植物 生物多様性	
	ヤナセ リュウジ 柳瀬　龍二	元福岡大学環境保全センター教授	廃棄物	
	カワイ ケイジ 川井　敬二	熊本大学大学院先端科学研究部教授	騒音	
県民・各界代表	ミクリノ エミコ 三栗野　恵美子	熊本県地域婦人連絡協議会理事	環境保全	
	クロダ ユミコ 黒田　裕美子	熊本県弁護士会	法律専門家	
	ナカノ ユウコ 中野　祐子	熊本県生活協同組合連合会理事	消費者代表	○
	タナカ ナオコ 田中　奈穂子	（公社）熊本県建築士会女性部会	都市計画	
	イマムラ ジュンイチロウ 今村　淳一郎	熊本県環境保全協議会副会長（本田技研工業株式会社熊本製作所生産業務部長）	事業者代表	○
	オオタ ケイコ 太田　桂子	JA熊本県女性組織協議会理事	農業	○
	マツウラ 松浦　ゆかり	次世代のためにがんばろ会代表 （熊本県地球温暖化防止活動推進員）	温暖化対策	
行政	クサムラ ダイセイ 草村　大成	熊本県町村会(高森町長)	行政	
	ハヤタ ジュンイチ 早田　順一	熊本県市長会（山鹿市長）	行政	
特別委員※	ダカミヤ マサユキ 髙宮　正之	熊本大学名誉教授・特任教授	植物	◎
	イチヤナギ キンペイ 一柳　錦平	熊本大学大学院先端科学部研究部准教授	気象学 環境動態解析	○
	ナカジマ タカフミ 中嶋　崇史	株式会社球磨村森電力代表取締役	温暖化対策 再エネ	○

※特別委員は、熊本県環境基本指針・計画検討委員会委員のみを記載しています。　　◎：委員長

数値目標一覧

第１章　ゼロカーボン社会・くまもとの推進

指標	基準値 （基準年度）	現状 （基準年度）	目標 （目標年度）	目標設定の考え方
温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量の削減率	1,439.5万t-CO_2 （H25）	1,086.9万t-CO_2 24.5%減 （R4）	50%削減 （H25年度総排出量比） （R12）	前計画（R3～7）で設定したもの（本県で見通しを立てた温室効果ガス排出削減（△40%））に、国の更なる追加施策による削減（△10%）を加えて設定
再生可能エネルギーの導入量（原油換算）（年間）	106万kL （R4）	106万kL （R4）	150万kL （R12）	第2次熊本県総合エネルギー計画 （R2～12）
森林による二酸化炭素吸収量（年間）	86.9万t-CO_2 （H30）	84.4万t-CO_2 （R4）	69.7万t-CO_2 （R12）	国の「地球温暖化対策計画（R7～22）」において設定された目標値を全国に占める本県の森林面積割合で案分して設定
間伐実施面積（年間）	4,057ha （R5）	4,057ha （R5）	5,200ha （R9）	熊本県森林・林業・木材産業基本計画 （R6～9）
再造林面積（年間）	1,000ha （R5）	1,000ha （R5）	1,400ha （R9）	熊本県森林・林業・木材産業基本計画 （R6～9）
熊本県の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減率	71,723t-CO_2 （H25）	50,469t-CO_2 29.6%減 （R5）	60%以上削減 （H25年度総排出量比） （R12）	前計画（R3～7）で設定

第２章　サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現

指標	基準値（基準年度）	現状 （基準年度）	目標 （目標年度）	目標設定の考え方
出口側の循環利用率 （産業廃棄物の再生利用）	53.2% （R5）	53.2% （R5）	約53.2% （R12）	第6期熊本県廃棄物処理計画（R8～12）
一般廃棄物総排出量	520千トン （R5）	520千トン （R5）	473千トン （R12）	第6期熊本県廃棄物処理計画（R8～12）
産業廃棄物排出量（年間） ※家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	4,119千トン （R5）	4,119千トン （R5）	4,438千トン （R12）	第6期熊本県廃棄物処理計画（R8～12）
バイオマスの利活用率（年間） ①廃棄物系バイオマス ②未利用系バイオマス	①94%（R5） ②100%（R5）	①94%（R5） ②100%（R5）	①95% ②100% （R12）	第6期熊本県廃棄物処理計画（R8～12）

第３章　熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

指標	基準値（基準年度）	現状 （基準年度）	目標 （目標年度）	目標設定の考え方
間伐実施面積（年間） 【再掲】	4,057ha （R5）	4,057ha （R5）	5,200ha （R9）	熊本県森林・林業・木材産業基本計画 （R6～9）
再造林面積（年間） 【再掲】	1,000ha （R5）	1,000ha （R5）	1,400ha （R9）	熊本県森林・林業・木材産業基本計画 （R6～9）
多面的機能支払交付金の対象農用地面積（年間）	70,347ha （R5）	70,347ha （R5）	71,600ha （R9）	熊本県食料・農業・農村基本計画 （R6～9）
野焼きボランティア登録者数	1,063人 （R5）	1,320人 （R6）	1,740人 （R12）	公益財団法人阿蘇グリーンストックの野焼きボランティア登録者数。年平均約50名増加に対し、年平均70名の登録を目指す。
覆砂実施面積（累計）	0ha （R2）	85.4ha （R6）	118ha （R11）	熊本有明地区水産環境整備事業基本計画 （R2～11）
自然共生サイト認定数	8件 （R6）	8件 （R6）	12件 （R12）	民間の活動等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定。現状の5割増しの認定件数を目指す。
野生鳥獣による農作物被害金額（年間）（うちイノシシによる農作物被害金額）	538百万円 （R5） （293百万円（R5））	538百万円 （R5） （293百万円（R5））	510百万円 （R9） （うちイノシシによる農作物被害金額はR9以降検討予定）	熊本県食糧・農業・農村基本計画（R6～9） （うちイノシシ：第二種特定鳥獣管理計画（R9～R13））

第４章　安全で快適な生活環境の確保

指標	基準値（基準年度）	現状 （基準年度）	目標 （目標年度）	目標設定の考え方
熊本地域における地下水涵養量 （年間量）	4,353万m^3 （R6）	4,353万m^3 （R6）	4,820万m^3 （R12）	第2期熊本地域地下水総合保全管理計画 （R8～12）
熊本地域における地下水採取量 （年間量）	16,107万m^3 （R5）	16,107万m^3 （R5）	16,700万m^3以下 （R12）	第2期熊本地域地下水総合保全管理計画 （R8～12）
熊本地域における地下水採取量 （水道用）（年間量）	10,652万m^3 （R5）	10,652万m^3 （R5）	10,350万m^3以下 （R12）	第2期熊本地域地下水総合保全管理計画 （R8～12）
化学肥料の5割以上低減と併せて湛水を行う面積	1,491ha （R5）	1,491ha （R5）	1,700ha （R11）	熊本県地下水と土を育む農業等の推進に関する計画（R7-R11）
汚水処理人口普及率	88% （R2）	90.5% （R6）	93% （R8）	くまもと生活排水処理構想2021（R4～8）
県内の硝酸性窒素の取組推進市町村数	11市町（25%） （R5）	11市町（25%） （R5）	R25年度までに10%以下（熊本市を除く44市町村中４市町村以下）、将来的に0%	地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画(R6～26)
県内の硝酸性窒素の基準超過井戸数	55井戸（17%） （R4）	55井戸（17%） （R4）	R25年度までに10%以下、将来的に0%（県の定点管理井戸等に対する超過井戸の数）	地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画(R6～26)
化学肥料の低減割合	100% （H28）	3.7%減少 （R5）	18%減少 （R11）	（国）「みどりの食料システム」戦略 （R3～32） 現状：熊本県食糧・農業・農村基本計画 （R6～9） 目標：地下水と土を育む農業等の推進に関する計画（R7～11）
化学農薬の低減割合	100% （R1）	6.2%減少 （R5）	10%減少 （R11）	（国）「みどりの食料システム」戦略 （R3～32） 現状：熊本県食糧・農業・農村基本計画 （R6～9） 目標：地下水と土を育む農業等の推進に関する計画（R7～11）
有機農業面積の拡大割合	耕地面積の1.2% （R4）	耕地面積の1.2% （R4）	耕地面積の1.6% （R11）	（国）「みどりの食料システム」戦略 （R3～32） 現状：熊本県食糧・農業・農村基本計画 （R6～9） 目標：地下水と土を育む農業等の推進に関する計画（R7～11）
小中学生を対象とした出前講座受講者数	1,696人 （R6）	1,696人 （R6）	2,000人 （R12）	次世代を担う子どもを対象とした普及啓発を目指す。 （参考）過去5年平均（1,938人）
環境基準が定められている大気汚染物質の環境基準達成率 （年間）	二酸化硫黄（長期的評価）：100%（R1） 二酸化窒素（長期的評価）：100%（R1） 光化学オキシダント：0%（R1） 浮遊粒子状物質（長期的評価）：100%（R1） 微小粒子状物質：89.5%（R1） ベンゼン：100%（R2） トリクロロエチレン：100%（R2） テトラクロロエチレン：100%（R2） ジクロロメタン：100%（R2）	二酸化硫黄（長期的評価）：100%（R5） 二酸化窒素（長期的評価）：100%（R5） 光化学オキシダント：0%（R5） 浮遊粒子状物質（長期的評価）：100%（R5） 微小粒子状物質：100%（R5） ベンゼン：100%（R5） トリクロロエチレン：100%（R5） テトラクロロエチレン：100%（R5） ジクロロメタン：100%（R5）	現状の数値の維持又は向上	環境基準の達成
自動車交通騒音に係る環境基準達成率	83.5% （R6）	83.5% （R6）	100% （R12）	環境基準の達成
有害物質を使用する工場・事業場における有害物質の漏洩事故件数	0件 （R6）	0件 （R6）	0件 （R12）	有害物質の漏洩による土壌汚染の未然防止
ダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100% （R6）	100% （R6）	100% （R12）	環境基準の達成

第５章　リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進

指標	基準値（基準年度）	現状 （基準年度）	目標 （目標年度）	目標設定の考え方
「くまさんの輝き」作付面積	2,910ha （R5）	2,910ha （R5）	6,000ha （R9）	熊本県食料・農業・農村基本計画（R6～9）
間伐実施面積（年間）【再掲】	4,057ha （R5）	4,057ha （R5）	5,200ha （R9）	熊本県森林・林業・木材産業基本計画 （R6～9）
再造林面積（年間）【再掲】	1,000ha （R5）	1,000ha （R5）	1,400ha （R9）	熊本県森林・林業・木材産業基本計画 （R6～9）
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転数	236件 （R6）	236件 （R6）	300件 （R12）	熊本県国土強靱化地域計画（R8～12）
長寿命化修繕計画に基づく、砂防えん堤（要対策箇所）の対策実施	56.1% （R6）	56.1% （R6）	100% （R12）	熊本県国土強靱化地域計画（R8～12）
長寿命化修繕計画に基づく、急傾斜地崩壊防止施設（要対策箇所）の対策実施	22.9% （R6）	22.9% （R6）	100% （R12）	熊本県国土強靱化地域計画（R8～12）
球磨川水系河川整備率 （県管理区間）	47.4% （R5）	49.5% （R6）	52.8% （R9）	くまもと新時代共創総合戦略（R6～9）

第６章　環境立県くまもと型未来教育

指標	基準値（基準年度）	現状 （基準年度）	目標 （目標年度）	目標設定の考え方
学校版環境ISOにおいて前年度の取組みを基に実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組みを行った公立小中学校及び義務教育学校の割合	99.3% （R6）	99.3% （R6）	100% （R12）	県内全ての公立小中学校及び義務教育学校において取組みの一層の充実と、家庭や地域との連携を図ることを目指す。
学校版環境ISOにおいて前年度の取組みを基に実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組みを行った県立中学校及び県立高校の割合	100% （R6）	100% （R6）	100% （R12）	県内全ての県立中学校及び県立高校において取組みの一層の充実と、家庭や地域との連携を図ることを目指す。
動く環境教室実施回数（年間）	66回 （R6）	66回 （R6）	95回 （R12）	幅広い年代を対象とした教育の推進を目指し、コロナ前の水準を目指す。
熊本県環境センター主催事業参加者数（年間）	3,660人 （R6）	3,660人 （R6）	3,700人 （R12）	環境啓発イベント等参加者を増やすことを目指す。 イベント参加者数の経年増加率や人口減少率を加味して算出。
環境月間における環境保全活動の実施市町村数	19市町村 （R6）	19市町村 （R6）	45市町村 （R12）	県内全市町村での環境保全活動推進を目指す。

用語の解説

あ

▶愛知目標

地球規模で劣化が進んでいるとされる生物多様性の損失に歯止めをかけるために、平成22年（2010年）10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で合意された目標。令和32年(2050年)までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、平成23年(2011年)から令和２年(2020年)までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標。

▶ISO14001

国際標準化機構(ISO、本部：ジュネーブ)が定める環境マネジメントの国際規格。環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格で、ＰＤＣＡサイクルを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善する仕組み。

▶IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change の略（「国連気候変動に関する政府間パネル」参照）。

▶IPCC1.5℃特別報告書

正式名称は、「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から1.5℃の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する特別報告書」。平成30年(2018年)10月に発表された。

▶IPCC第５次評価報告書

平成25年(2013年)から平成26年(2014年)にかけ公表された気候変動に関するIPCCの科学的知見をまとめた５回目の報告書。

▶IPCC第６次評価報告書

IPCCの各特別報告書及び令和３年(2021年)から令和４年(2022年)にかけ公表された作業部会報告書における科学的知見を統合した６回目の報告書（令和５年（2023年）３月公表）。「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」と明記されている。

▶赤潮

【珪藻赤潮】

植物プランクトンの一種である珪藻プランクトンが異常増殖し、海水の色が茶色や黄緑色などに変わる現象。魚類等には影響はない。 しかし、珪藻赤潮がノリ養殖漁場で発生すると、窒素・リンなどの栄養塩類の競合が起こり、ノリの生長等に必要な栄養塩類が不足して、ノリ細胞内の色素の生成が阻害され、黄色等に変色することがある。この現象のことを「ノリの色落ち」という。

【有害赤潮】

渦鞭毛藻類等の異常増殖により海水の色が茶褐色や緑褐色に変わる現象で、魚類や貝類のへい死などの被害を与える。

▶アセットマネジメント

水道におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立って、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指す。

▶暑さ指数（WBGT）

暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature）は、「湿度」、「日射・輻射（ふくしゃ）などの周辺の熱環境」、「気温」の３つを取り入れた、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標であり、値が高いほど熱中症のリスクが高くなる。

▶雨庭

屋根やアスファルトなどに降った雨水を、排水路や河川に直接放流させず、一時的に貯留したり、浸透させたりするための庭や空間のこと。洪水の抑制、地下水涵養、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、潤いあるまちづくりなどの効果が期待される。

▶有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画

有明海・八代海等の海域環境の保全・改善と水産資源の回復などによる漁業の振興を目標に、有明海及び八代海等を再生するため

の特別措置に関する法律に基づき策定した県計画。

い

▶ESD for 2030（SDGs 達成に向けた持続可能な開発のための教育）

ESDは、Education for Sustainable Developmentの略で、平成15年（2002年）の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で国が提唱した考え方。

様々な環境問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指す学習・教育活動のこと。

令和2年（2020年）～令和12年（2030年）におけるESDの国際的な実施枠組みである「ESD for 2030（SDGs 達成に向けた持続可能な開発のための教育）」が令和元年（2019年）11月の第40回ユネスコ総会で採択され、具体的な行動を示すロードマップが示された。

▶遺産影響評価（HIA）

Heritage Impact Assessmentの略。世界遺産の資産範囲及び周辺において計画されている開発事業等を事前に把握し、その開発事業が顕著な普遍的価値に負の影響を与える場合は回避・低減するための方法を導き出すための評価分析作業。

▶一酸化炭素（CO）

主として物質の不完全燃焼により生じる。都市では、その60～70％が自動車排気ガスによるものと考えられている。

▶一酸化二窒素（N_2O）

地球温暖化の原因となる主要な温室効果ガスの一つ。二酸化炭素やメタンといった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、単位重量あたりで温暖化をもたらす能力（地球温暖化係数）が高く、海洋や土壌から、あるいは窒素肥料の使用や工業活動に伴って大気中へ放出される。

う

▶雨水浸透ます

有孔又は透水性のますの周囲及び底部を砕石で充填した施設。屋根等に降った雨水を集水し、徐々に地中に浸透させるため、地下水涵養と河川等への流出抑制の効果がある。

熊本地域では、設置費用を補助する制度を各市町村が設けている。

え

▶エコアクション21

中小企業などの幅広い事業者を対象とする環境マネジメントシステム。「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度。

▶エコ通勤環境配慮計画書制度

県内に一つの事業所で500人以上の従業員を有する事業所を設置する事業者（特定規模事業者）が、従業員の自家用車による通勤に伴う温室効果ガスの排出抑制計画書(エコ通勤環境配慮計画書）及びその実施状況報告書を作成し、知事に提出する制度。

▶SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goalsの略称。平成27年(2015年)、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを理念としている。

▶エシカル消費

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動。

▶SBT

パリ協定に整合した科学的根拠（Science Based）に基づき設定する中長期（5～15年先）の温室効果ガス排出削減目標（Target)。

お

▶汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの各汚水処理施設の処理人口を人口に対する割合でみた指標。

▶温泉

地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、摂氏25度以上の温度又はラドンなど一定の物質を一定以上有するもの。

か

▶海岸保全基本計画

本県の各海岸・地域（八代海沿岸、有明海沿岸、天草西沿岸）の個性を活かしながら、沿岸域全体として防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進するための計画。

▶語り部

水俣市立水俣病資料館において、平成６年(1994年)10月より、水俣病の苦しみに負けず、たくましく生きることの尊さと水俣病に対する正しい認識を深めてもらうため、その貴重な体験について講話を行っている水俣病患者および患者家族の方々。

▶カーボン・オフセット

排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

▶カーボンニュートラル

何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量である、という概念。

▶カーボンリサイクル

排出された CO_2 を分離・回収し、炭素資源（カーボン）として燃料やプラスチックなどに変換し、再利用（リサイクル）すること。

▶学校版環境ISO

「学校版環境 ISO」とは、ISO14001（環境マネジメントシステム）に基づき、各学校が定めた環境についての宣言項目に沿って、児童生徒、教職員及び地域が一体となって取り組み、その実績を評価し、不十分なところを見直しながら、継続的に環境を改善させていくためのプログラム。

▶カドミウム

鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属の一つ。金属として銅・銀・ニッケルなどの合金、鉄などの電気メッキ、蓄電池の電極板、原子炉制御棒、ハンダ、銀ロウ、また化合物として顔料、合成樹脂安定剤などの用途に使われる。「イタイイタイ病」の起因物質。

▶環境アセスメント

環境影響評価制度。開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ、事業者自ら、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて、その事業に係る環境保全について適正な配慮を推進しようとする制度。

▶間伐

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する一部の樹木を伐採し、残存木の成長を促進する作業。

▶涵養

降水、湖沼水・河川水、貯水池・浸透ますなどの水が地下へ浸透し、地下水となること。また、涵養が起こる場所を涵養域という。

▶緩和策

地球温暖化問題に対処するための方策のうち、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止（将来的な気温上昇を止める）する対策。

き

▶気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年(1988年)に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。公表される報告書は、「気候変動に関する国際連合枠組条約

（UNFCCC）」をはじめとする、地球温暖化に対する国際的な取組みに科学的根拠を与える重要な資料。

▶希少野生動植物

国や県が、法律や条例に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、存続に支障を来す事情が生じていると判断される種として指定したもの。

▶揮発性有機化合物

揮発性有機化合物（VOC(volatile organic compounds)）とは、揮発性を有し、大気中（常温・常圧）で揮発（蒸発）しやすい有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。大気中で、窒素酸化物と混合し、太陽光と反応することで光化学オキシダントを生成することが懸念されている。

また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物は、ドライクリーニング、金属・機械等の洗浄剤や溶剤として広く用いられてきた。

その一方で、発がん性などの毒性が疑われているほか、揮発しやすさと同時に水に溶けやすい性質を持つため、土壌や地下水汚染の原因物質の一つでもある。

▶共同輸配送

複数の荷主の貨物を同時に輸配送すること。例えば、不特定多数の企業から出荷される小ロット貨物などを、他の荷主の貨物と混載して定期的に運ぶ「特別積合せ貨物運送」は、共同輸配送の一種である。

▶緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資共有等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。

く

▶くまもとアートポリス

県内の自然や歴史、風土を生かしながら、後世に残り得る文化的資産としての優れた建造物を造ることにより、地域の活性化に資する本県独自の豊かな生活空間を創造することを目的に昭和63年（1988年）から取り組んでいる事業。設計者選定における専門家のノウハウを活用するプロジェクト事業を中心に、人材育成事業、顕彰事業で構成される。

▶くまもとグリーン農業

安全・安心な農産物を生産・供給するとともに、熊本の宝であるきれいで豊かな地下水を始めとする恵まれた自然環境を守り育てるために取り組む、土づくりを基本として、慣行栽培より化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境に優しい農業。

▶熊本県食品ロス削減推進計画

「食品ロス削減推進法」に基づき、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、本県の食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指すための計画。

▶熊本県森林インストラクター

森林の利用者である県民等を対象として、森林・林業に関する知識の普及や野外教育の指導及びこれらに係る各種の情報等を提供するなど、森林・林業に対する理解等の啓発を図るための指導活動等を行う者。

▶熊本県森林吸収量認証制度

企業・法人等が森林所有者等との間で、熊本県内の森林の整備に関する協定を締結後、森林を整備し県に申請した場合、審査の上、県が二酸化炭素吸収量の認証書を発行する制度。（発行手数料は無料）。

認証書は、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」の規定する「事業活動温暖化対策計画書制度」における温室効果ガスの排出抑制に係る目標を達成する手段として使用することができるほか、企業等の CSR（社会貢献活動）の取組みにも活用できる。

▶熊本県総合エネルギー計画（第２次）

本県の再生可能エネルギー利用促進と省エネルギー推進に係る将来像、目標、基本方針、施策の方向性等を定めるマスタープラン。計画期間は令和２年度～12年度(2020～2030年度)。

令和12年度(2030年度)の再エネ電力によるエネルギー自給率（県内電力消費量に対する再エネ電力発電量の比）を50％にすること等を目標としている。

▶熊本県文化財保存活用大綱

過疎化や少子高齢化等といった文化財を

とりまく状況の変化を受けて、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取組みを進める上での共通の基盤となるものとして令和３年(2021年)３月に策定。計画期間は概ね10年としている。

▶熊本地域地下水総合保全管理計画

地域共有の貴重な資源である地下水を保全し、健全な姿で将来世代に引き継ぐため、平成20年(2008年)９月、本県と、地下水域を共有する13（現在11）市町村は、共同で令和６年度(2024年度)を目標年次とする「熊本地域※地下水総合保全管理計画」を策定した。

令和７年度（2025年度）には「第二期熊本地域地下水総合保全管理計画」を策定し、令和８年度（2026年度）以降は、本計画に基づき、地下水涵養や節水、水質保全等の取組みを進めていく。

※：熊本市、菊池市（旧泗水町・旧旭志村の区域）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の区域（人口約100万人、総面積約1,000km^2）

▶熊本県地下水と土を育む農業等の推進に関する計画

熊本の宝である地下水と土の良好な状態を維持し、併せて「稼げる農林畜水産業」を実現するため、くまもとグリーン農業・地下水を育む農業・CO_2ゼロエミッション化の推進や、消費者への理解醸成など、総合的に環境負荷低減に取り組む計画。計画期間は令和7～11年度（2025～2029年度）。

▶くまもと緑・景観協働機構

民間による緑化活動や景観づくりを支援するため、県・市町村・関係団体により平成20年(2008年)に設立された団体。

▶くまもと・みんなの川と海づくりデー

きれいな川や海を健全な姿で次世代へ継承していくため、多くの県民が、広く川や海の水環境に関心を持ち、自発的に水環境保全活動に取り組むきっかけづくりとして、市町村等と連携して行う河川や海岸の一斉清掃活動。例年８月に統一行動日を設けている。

▶クリハラリス（タイワンリス）

原産は台湾、東南アジア。体長約40センチ、体重約360グラムで、本州・四国の固有種「ニホンリス」よりやや大きい。腹の毛が栗色のため、この名が付いた。ペットなどとして国内に持ち込まれ、野生化したと見られる。日本の生態系を壊すおそれや農作物被害などから、平成17年(2005年)に飼育・運搬を禁じる特定外来生物に指定された。

▶グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

け

▶景観アドバイザー

市町村の景観行政に関する取組みや県民の景観形成活動に関して専門的アドバイスが必要であるとき、景観形成に関して専門的知識、経験を持つアドバイザーとして、本県が派遣している。

▶建築物環境配慮制度

床面積の合計（増改築にあっては増改築部分の合計）が2,000平方メートル以上の建築物の新築、増改築又は大規模改修をしようとする建築主（特定建築主）や既存建築物の所有者が、建築物の環境配慮に係る計画書(建築物環境配慮計画書)、環境性能に係る届出書（建築物環境性能届出書）及びその工事完了の届出書を作成し、知事に提出する制度。

こ

▶公益財団法人阿蘇グリーンストック

阿蘇の広大な生命資産の保全を目的とする推進主体として平成7年（1995年）4月本県が認可し設立された公益財団法人。企業、団体、個人及び行政の協力によって運営され、野焼き支援ボランティア活動などの草原保全活動をはじめ、阿蘇をフィールドとした様々な活動を行っている。

▶光化学オキシダント

光化学スモッグの主成分で、オゾン、アルデヒド、PAN（ﾊﾟｰｵｷｼｱｾﾁﾙﾅｲﾄﾚｰﾄ）等の総称。

大気中の光化学オキシダント濃度の１時間値が0.12ppm以上となり、気象条件等から

見て当該状態が継続すると認められる場合は、光化学スモッグ注意報を発令し、県民に対して屋外活動の自粛等を要請するとともに、特定の工場に対して排出ガス量の削減等を要請する。

▶耕畜連携

耕種農家と畜産農家が協力し、資源を循環させる取組み。畜産農家から排出される家畜ふん尿を堆肥として耕種農家が農地へ還元するほか、耕種農家が生産した飼料作物を畜産農家が活用するなど、持続可能な農業体系の構築を目的とする。

▶高齢級化

齢級の高い人工林（一般に10齢級以上）が増えていくこと。なお、齢級とは、森林に苗木を植栽した年を１年生とし、これを５年単位でくくったもので、１～５年生を１齢級、６～１０年生を２齢級という。

さ

▶サーキュラーエコノミー

大量消費・大量廃棄型の経済活動から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システム（循環経済）を目指すもの。

▶３０ｂｙ３０目標

令和４年（2022年）12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」2030年グローバルターゲットの一つで、令和12年（2030年）までに陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

我が国ではこの新枠組を踏まえ、令和5年（2023年）3月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、令和12年（2030年）までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けている。

また、ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、令和７年（2025年）４月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行された。

▶再エネ100宣言 RE Action

中小規模の企業、自治体、教育機関及び医療機関等の団体が使用電力を100％再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100％利用を促進する枠組み。

宣言団体の他、広報活動を担う「アンバサダー団体」があり、本県は令和元年（2019年）12月に都道府県として初めて参加した（外務省、環境省等も参加している）。

▶再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるもの」で、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスを指す。

▶作れい

潮通しがよくなるように浅海に水路を掘ること。

▶再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

▶里地里山

都市と奥山の中間に位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域。集落とその周囲の森林（二次林）、農地、ため池、草地などで構成される。動植物の繁殖地や希少生物のすみかの役割も果たす。国土の約4割を占めるが、農村の過疎化で近年、荒廃している。

▶酸性雨

大気中の硫黄酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）などを起源とする酸性物質が取り込まれ、pH（ピーエイチ：水素イオン濃度指数）が5.6 以下の強い酸性を示す雨。

し

▶CO_2

二酸化炭素のこと（「二酸化炭素」参照）。

▶COD

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称で、海水や湖沼など水中の有機物等の汚濁物質を、過マンガン酸カリウム等

の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が大きいほど水中の汚染物質の量が多いことを示す。

▶シェアリングプラットフォーム

個人や企業が所有する「モノ・場所・スキル・移動手段」などの遊休資産を、インターネット上で借りたい人とマッチングし共有するサービス。

▶J－クレジット制度

省エネルギー設備の導入（燃料転換、高効率化）、再生可能エネルギーの導入、農業での取組（中干し期間の延長等）によるCO_2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO_2の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

認証されたクレジットは、企業や地方公共団体等が購入することができ、国への温対法報告等に活用できる。

▶自営転換

貨物の輸送について、自社の「自家用貨物車による輸送」から、物流企業にアウトソーシングすることにより「営業用貨物車による輸送」に転換すること。

▶事業活動温暖化対策計画書制度

熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づき、事業活動で一定以上のエネルギーを使用する者（特定事業者）が、事業活動に伴う温室効果ガス（エネルギー起源の二酸化炭素）の排出抑制計画書(事業活動温暖化対策計画書）及びその実施状況報告書を作成し、知事に提出する制度。

▶ジクロロメタン

発がん性の疑われている有機塩素系溶剤の一種で、無色透明の液体、不燃性、水に難溶。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使われるなど、洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。

▶CCU

Carbon dioxide Capture and Utilizationの略称で、CO_2の回収・利用のこと。

CCUには、排出されたCO_2を分離・回収し、炭素資源（カーボン）として燃料やプラスチックなどに変換し、再利用（リサイクル）するカーボンリサイクルや、CO_2の直接利用が含まれる。

▶自然公園

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地の保護と適正な利用を目的に指定された地域で、その風景地の内容や指定方法により国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類に区分される。本県には、2カ所の国立公園、2カ所の国定公園及び7カ所の県立公園がある。

▶自然環境保全地域

熊本県自然環境保全条例に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域を、自然環境保全地域7箇所、緑地環境保全地域4か所及び郷土修景美化地域9箇所指定している。

▶自然ふれあい指導員

県立自然公園や自然環境保全地域などにおいて、自然環境や希少な動植物を保護し、県民との自然とのふれあいや適正な自然利用を指導するための活動を行う方をボランティアとして認定している。

▶指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

一時的に暑さをしのぐために利用できる施設として、市町村があらかじめ指定する避難先のこと。令和5年（2023年）の気候変動適応法改正に基づき、熱中症特別警戒情報が発表された際に開放され、住民の安全確保を図るための施設。

▶循環型社会形成推進地域計画

市町村等が3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的とした循環型社会形成推進交付金制度に関する計画であり、5か年程度の当該地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性等を示す。

▶硝酸性窒素

硝酸性窒素とは、硝酸塩の窒素に着目した呼び方であり、水中では硝酸イオンとして存在している。肥料、家畜排せつ物や生活排水

に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されたり、ガスとして大気に放出されたりするものもあるが、土壌に残った窒素分は地下へ浸透し、地下水を汚染する。

乳幼児などが硝酸性窒素を多量に摂取した場合、一部が消化器内の微生物により還元されて体内で亜硝酸性窒素として吸収され、血中でヘモグロビンと結合してメトヘモグロビンとなる。これは酸素運搬能力がないため、体内の酸素供給が不十分となり、酸欠状態となる（メトヘモグロビン血症）。

▶森林インストラクター

森林の利用者である県民等を対象として、森林・林業に関する知識の普及や野外教育の指導及びこれらに係る各種の情報等の提供など、森林・林業に対する理解等の啓発を図るための指導活動等を行う者。

▶森林吸収量

京都議定書のルールに基づく、適正に手入れされている森林による二酸化炭素吸収量のこと。

▶森林教室

森林の役割を学んだり、森林内での体験活動などを行う学習会のこと。

▶森林経営管理制度

適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保するための制度。

す

▶水銀に関する水俣条約

水銀によるリスク削減のために制定された国際条約。

平成25年（2013年）10月、熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、140の国と地域が参加し、条約の採択・署名がなされた。

平成28年(2016年) 2 月、日本は23番目の条約締結国となり、平成29年(2017年) 8 月に発効した。

▶水銀フリー

水銀が含まれる製品をできる限り使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄することにより、最終的に水銀が使われなくなる状態をいう。

水俣病を経験した本県では、破壊された環境を取り戻すことの難しさや、命、健康の尊さを引き続き発信しつつ、世界の水銀規制に向けた第一歩をまずは踏み出すことが重要だと考え、平成25年(2013年)10月に本県で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において蒲島郁夫知事（当時）が、水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行った。

▶水素燃料

水素を燃焼又は燃料電池での化学反応によりエネルギーとして利用する水素燃料は、使用時に二酸化炭素を排出しない次世代のエネルギーとして期待されている。化石燃料をベースとしてつくられた水素は「グレー水素」、製造工程の二酸化炭素排出を抑えた水素は「ブルー水素」、再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においても二酸化炭素を排出せずにつくられた水素は「グリーン水素」と呼ぶ。

▶水田湛水事業

地下水の浸透効果が高い水田において、大豆やニンジン等への転作を行った場合の作付を行っていない期間や、稲作を行っていない冬期に水張りをすることにより、地下水の涵養に取り組む事業。白川中流域や益城町等の台地部において実施しており、民間企業も参画している。

▶スパルティナ属

ヒガタアシの和名を持つ北米原産のイネ科の多年生植物で、海岸近くの河口域、干潟、砂浜に生育し、現在国内では愛知県、熊本県及び山口県で生育が確認。繁殖力の強さから既存生態系への影響が懸念されるため、平成26年（2014年）5 月に特定外来生物に指定された。

▶スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を目指す新たな農業のこと。農業の現場における課題の一つである労働力不足が深刻化する中、スマート農業を活用することにより、

農作業の省力・軽労化や、生産性の飛躍的向上、高品質な農産物の安定生産などが期待される。

▶3R

発生抑制（reduce、ごみの発生、資源の消費をもとから減らす)、再使用(reuse、繰り返し使う)、再生利用（recycle、再び資源として利用する)の英語の頭文字に由来する。この順で環境負荷削減効果が大きく、優先的に取り組まれるべきとされる。

▶3R＋Renewable

従来の３Rに再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを意味する「Renewable（リニューアブル)」を加えた概念。

せ

▶生活排水処理構想

平成７年(1995年)12月に国から示された「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針」に基づき、都道府県が策定する汚水処理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」のこと。

▶Safety tips

外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」は、日本国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できるほか、対応フローチャートやコミュニケーションカード等、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を掲載しているもので、観光庁が監修している。 対応言語は15言語。

▶生物多様性

ある地域に生息している全ての生物と周囲の生活環境のまとまりを生態系といい、様々な生態系の中で、いろいろな生物や個体が互いに複雑な関係を持ちながら生活している状態を生物多様性と呼ぶ。

生物多様性は、階層的に、①種内の多様性（個体の多様性・遺伝子の多様性)、②種間の多様性（種の多様性)、③生態系の多様性にまとめられる。

▶ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、建物の断熱性能を高め、高効率な設備を導入し、消費するエネルギーを抑えることで「省エネ」を実現するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを創り出す「創エネ」によって、エネルギー収支が正味ゼロ以下になることを目指した住まいのこと。

戸建住宅のZEHには、再生可能エネルギーの導入量に応じて、以下の３段階の区分があるほか、より高い省エネ性能などを目指したZEH+（ゼッチプラス）もある。

（１）「ZEH」（ゼッチ）
省エネ＋創エネにより、住宅で必要なエネルギーを０％以下まで削減。

（２）Nearly　ZEH（ニアリーゼッチ）
省エネ＋創エネにより、住宅で必要なエネルギーを25％以下まで削減。

（３）ZEH　Oriented（ゼッチオリエンテッド）
多雪地域や都市部狭小地等を対象に、省エネにより住宅で必要なエネルギーを20％以上削減。

▶ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。

現在、ZEBの実現・普及に向けて、以下の４段階のZEBを定性的及び定量的に定義している。

（１）「ＺＥＢ」（ゼブ）
省エネ＋創エネにより、建物で必要なエネルギーを０％以下まで削減。

（２）Nearly　ZEB（ニアリーゼブ）
省エネ＋創エネにより、建物で必要なエネルギーを25％以下まで削減。

（３）ZEB　Ready（ゼブレディ）
省エネにより、建物で必要なエネルギーを50％以下まで削減。

（４）ZEB　Oriented（ゼブオリエンテッド）
延べ面積10,000㎡以上の建築物を対象とし、省エネにより建物で必要なエネルギーを30％又は40％以上削減するとともに、更なる省エネルギーの実現に向けた措置として、未評価技術を導入。

▶生物多様性くまもと戦略２０３０

本県における生物多様性保全の取組を推

進するために策定された生物多様性基本法に基づく地域戦略。
令和５年（2023年）３月に策定され、戦略の対象期間は令和５年（2023年）４月から令和12年(2030年）３月。

▶セミコンテクノパーク

合志市と菊陽町にまたがるエリアで、本県が平成4年度～平成12年度（1992年度～2000年度）にかけて整備した工業団地。約47ha、35区画に半導体関連企業が集積し、県内の半導体産業を支える中核拠点となっている。

▶ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、令和32年（2050年）二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。

▶全窒素

環境基準の一つ。有機及び無機（アンモニア態、亜硝酸態及び硝酸態）の窒素化合物の総量。窒素は燐とともに水系を富栄養化させ赤潮の原因となる。

▶全燐

環境基準の一つ。燐化合物の総量を表す語。燐は窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

た

▶ダイオキシン類

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で210種の有機塩素化合物を総称するもの。分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれている。

▶代替フロン

オゾン層を破壊する特定フロン（CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン））の代替として、転換が進められてきたオゾン層を破壊しないフロン類であるHFC（ハイドロフルオロカーボン）だが、二酸化炭素の100倍から10,000倍以上の大きな温室効果がある。

▶第二種特定鳥獣管理計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2に基づき、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに、県知事が定めることができる計画。

▶田んぼダム

水田に設置してある排水桝に専用のせき板を設置することで排水量を抑え、元々、水田が持っている貯留機能を高め、下流域への排水を一時的に減少させる取組み。

ち

▶地域気候変動適応センター

気候変動適応法に基づく地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点。同法において都道府県、市町村はその機能を担う体制を確保するよう努めることとされている。

▶地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGｓ事業）を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」のこと。

▶地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、知事の委嘱により、地域において地球温暖化防止に向けた取組みを実践できるよう、普及活動を行うボランティア。

▶地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき知事が指定する。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」など。

▶鳥獣保護管理事業計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条により、都道府県知事が各地域の事情を勘案して定めるもので、野

生鳥獣を適切に保護・管理し、鳥獣の保護・管理行政の根幹を担う重要な計画。

つ

▶伝え手

平成30年度(2018年度)より、減少していく「語り部」の方々に代わって、水俣病患者の方々の想いや願いを伝えたり、自らの体験を話していただいている方々。

て

▶適応策

気候変動によって生じる影響（高温化、豪雨、自然災害、健康影響等）に対し、その被害を軽減し、より良い生活を維持するための取組み。

▶テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体でエーテル様の臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、トリクロロエチレンなどとともに地下水汚染などの原因物質となっている。

▶電子マニフェスト

紙のマニフェスト（産業廃棄物管理票）では集計や報告書の作成、情報公開に時間がかかるなどの問題があった。

このため、電子情報を活用する電子マニフェスト制度（電子マニフェスト）が導入された。マニフェスト情報は、排出事業者がパソコンや携帯電話により登録・報告し、第三者機関である情報処理センター（JWNET）が管理・保存するため、マニフェストの記載漏れや偽造がない。

▶天然記念物

学術上貴重で我が国の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質・鉱物、そしてそれらに富む天然保護区域のこと。

と

▶特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成16年(2004年)）によって指定された生物。

生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。

▶トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体でクロロホルムに似た臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている。

に

▶二酸化硫黄（SO_2）

主に石油や石炭などの化石燃料の中に含まれる硫黄分の燃焼によって生じる物質。脱硫装置の普及や自動車排ガス規制により全国的に改善されている。

▶二酸化炭素（CO_2）

地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガス。化石燃料の使用やごみの焼却等により排出される。

▶二酸化窒素（NO_2）

ほとんどが物質の燃焼によって生じる物質。工場や自動車の排ガスのほかにストーブやボイラーでも発生する。

▶二次的自然環境

人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原などがこれにあたる。

ね

▶ネイチャーポジティブ

令和12年（2030年）までに生物多様性の減少を止めて回復軌道に乗せ、自然を増やす目標。

は

▶パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。

▶ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん(すす)、有害物質をいう。

▶バイオディーゼル燃料

一般的に、植物油をメタノールと反応させメチルエステル化した脂肪酸メチルエステルのことを指し、軽油代替燃料として利用できる。燃焼により排出される CO_2 は、光合成によって植物に固定されたものであり、カーボンニュートラルの燃料とされている。また、使用時の黒煙や硫黄酸化物の発生量が少ない等の特徴もある。

▶バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源で化石燃料を除いたもの。大気中の二酸化炭素を増加させない（カーボンニュートラル）等の特徴があり、家畜排せつ物・食品廃棄物・木質系廃材・下水汚泥・林地残材等がこれにあたる。

▶バイオガス

家畜排せつ物や食品廃棄物などのバイオマスを微生物の力や熱により分解することで発生するメタンや一酸化炭素などの可燃性ガス。そのガスを燃焼させ、ガスタービンなどを回して発電する。

▶バイオプラスチック

植物などの再生可能資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と、微生物により分解される「生分解性プラスチック」の総称。

▶ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

温室効果ガスのうち、19 種のハイドロフルオロカーボンの総称。オゾン層を破壊しない代替フロンとして冷蔵庫や半導体の製造等の使用が増加しているが、二酸化炭素の数百～11,700 倍の温室効果がある。

▶パリ協定

平成27年(2015年)12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択された、令和２年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。「世界共通の長期目標として平均気温上昇を産業革命前から2°Cより十分低く保つこと、1.5°C以下に抑える努力を追及すること」「主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新すること」等が盛り込まれた。

▶半導体関連企業

半導体の製造や装置・材料等を供給するサプライチェーンを構成する企業群の総称。本県では、半導体製造に係る多様な企業が集積し、産業基盤が強化されている。

ひ

▶ヒートアイランド

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。年間を通じて生じているが、夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっている。主な要因として、①地表面被覆の人工化（緑地の減少と舗装や建物などによる人工的被覆面の拡大）、②都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下）、③人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱の増加）が挙げられる。

▶ＰＲＴＲ法

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に平成11年(1999年)に制定。国際的に進む有害化学物質の移動排出登録制度（PRTR）の日本版であることから、通称としてPRTR法と呼ばれている。

▶BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や工場排水など淡水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことで、単位は一般的にmg/Lで表す。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には有機物（汚濁物質）が多く、水質が悪化していることを意味する。

▶PFAS（有機フッ素化合物）

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、１万種類以上の物質があるとされている。

PFASの中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、そのような物質は撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されている。

▶PFOS・PFOA

PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきた。

PFOS、PFOAには、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質がある。環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されており、PFOSは平成22年（2010年）、PFOAは令和3年（2021年）に製造・輸入等を原則禁止されている。

▶PCB

ポリ塩化ビフェニルの略称。

水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質で、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

昭和43年(1968年)に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたＰＣＢが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があり、中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されている。

熊本県内における高濃度ＰＣＢ廃棄物は、変圧器・コンデンサー等においては平成31年(2019年)３月31日までに処理が終了しており、安定器及び汚染物等においては令和４年(2022年)３月31日までに、また、低濃度ＰＣＢ廃棄物は令和９年(2027年)３月31日までに処分しなければならない。

▶微小粒子状物質（PM2.5）

PM2.5（Particulate Matter）とは、大気汚染物質の一つで、粒径2.5μm（2.5mmの千分の１）以下の粒子状物質であり、単一の化学物質ではなく、硫酸塩、硝酸塩、炭素を主な成分とする様々な物質の混合物。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配される。

PM2.5濃度が国の示した暫定指針値（日平均値70μg/m^3）を超過すると予測される場合等は注意喚起を行い、県民に対して、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすことなどを周知する。

▶光害（ひかりがい）

照明器具から出る光が、目的外の方向に漏れたり、周辺環境にそぐわない明るさや色であったり、必要のない時間帯にまで、つきっぱなしであったりすることで起こるものとされている。

▶貧酸素水塊

水中に溶けている酸素が、魚介類の生息に不適当なほど欠乏している水のこと。

ふ

▶覆砂

海底や湖底などの底質改善を目的とした技術。底質が悪化した底面を砂等で覆うこと。

▶浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち大気中に長期間滞留し、呼吸器系に影響を与える粒子径が10μm（1μmは１㎜の千分の１）以下の微細な粒子。

▶フロン類

CFC（クロロフルオロカーボン)、HCFC（ハ

イドロクロロフルオロカーボン)、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を対象。化学的に極めて安定した性質で扱いやすく人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコンディショナー、冷蔵・冷凍庫の冷媒を始めとして、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきた。

▶文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

へ

▶ペロブスカイト太陽電池

特殊なペロブスカイト結晶構造を持つ物質を発電層に利用した次世代型の太陽電池。軽量かつ柔軟性に優れているという特徴を持っているため、耐荷重性能の低い屋根や建築物の側面等、従来の太陽光発電では設置が難しかった場所にも導入が可能。

▶ベンゼン

水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。常温常圧のもとでは無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。

かつては工業用の有機溶剤として用いられたが、現在は他の溶剤に替わられている。

ま

▶マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度

産業廃棄物を処理する際には、その産業廃棄物がどのようなものなのかを十分に把握し、収集運搬業者や処分業者に正しく伝え、処理の確認を最後まで行うことが必要であり、この役割を担うのがマニフェスト（産業廃棄物管理票）である。マニフェストには、複写式の紙伝票を利用するもの（紙マニフェスト）と電子情報技術を利用するもの（電子マニフェスト）がある。

み

▶水とみどりの森づくり税

森林の持つ水源の涵養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るため、平成17年（2005年）4月に導入された本県独自の税。

▶緑の流域治水

自然環境との共生を図りながら、遊水地の活用や森林整備、避難体制の強化など、流域全体の総合力で安全・安心の実現を目指す、球磨川流域の新たな治水の方向性。

▶水俣環境アカデミア

水俣・芦北地域の知識・知恵・教訓を活かし、地域課題の解決や人材育成を推進するため、大学、研究機関等と連携を図り、教育・研究活動等を行う拠点として平成28年（2016年）４月に水俣市が設立。

▶水俣に学ぶ肥後っ子教室

水俣病への正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境や環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的に、県内全ての公立小学校及び義務教育学校の５年生を水俣市へ派遣して行う体験型学習。

め

▶メタン（CH_4）

二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスであり、湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼など、その放出源は多岐にわたる。

も

▶木質バイオマス

バイオマスのうち、木材からなるもの。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。薪や木質チップ、木質ペレット（おが粉等を圧縮成型したもの）などに加工され、ボイラーによる熱供給や発電の燃料などに利用されている。

▶藻場

海藻（海草）類が群生している水域。水産生物の増殖の場としての機能や海洋環境の浄化機能を有する。

ゆ

▶有害物質

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法で定められており、「カドミウム及びその化合物」「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」等28物質がある。

▶有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業。

り

▶リサイクル認証制度

資源の循環的な利用促進及び廃棄物の減量化並びに県内リサイクル産業の育成を図ることを目的に、対象とする品目及び品質性能、環境安全性等に関する基準を県が定め、これを満たす県内産のリサイクル製品について、事業者等からの申請に基づき、本県が認証する制度。

▶流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

▶林業研究グループ

林業経営の改善や林業技術の向上のため、林業後継者を中心として、共同で学習・研究活動や事業などを行うグループのこと。

れ

▶レジリエンス

災害関係においては、被害が発生しても基本的な機能などを保持し、また、被害を最小限に抑え、速やかに復旧・復興できる力を指す。

▶レッドリストくまもと２０２４

自然環境の意識向上や環境アセスメントの基礎資料に資することを目的として、県内に生育・生息する野生動植物を調査し、絶滅のおそれのある野生動植物を選定した資料として、レッドリスト及びレッドデータブックを公表している。